(目的)

第 1 条 この要領は、伊丹市審議会等の会議の公開に関する指針 (以下「指針」という。)第4条第1項及び伊丹市立図書館協議会規 則第5条の規定に基づき、伊丹市立図書館協議会(以下「協議会」と いう。)の会議の傍聴に関して必要な事項を定める。

(傍聴定員)

第 2 条 協議会の会議を傍聴する者の定員は、協議会の委員長(以下「委員長」という。)が別に定める。

(傍聴の受付け)

- 第 3 条 傍聴の受付けは、審議会の当日、所定の場所で先着順に、 開会予定時刻 3 0 分前までの間に行なうものとする。ただし、前条の 定員に満たない場合はこの限りでない。
- 2 会議を傍聴しようとする者は、氏名、住所等を受付簿に記入しなければならない。

(傍聴することができない者)

第4条 会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められるものを携帯している者や、酒気を帯びていると認められる者は傍聴することができない。

(傍聴者の守るべき事項)

- 第5条 傍聴者は、指定する傍聴席において傍聴することとする。
- 2 傍聴者は、傍聴席にあるときは、次の事項を守らなければならない。
- (1) 静粛にし、会議における言動に対して拍手その他の方法で、賛 否の意思表示をしない。
  - (2) 騒ぎ立てない。
  - (3) 示威的行為をしない。
  - (4)飲食, 喫煙をしない。
  - (5) 前各号に定めるもののほか、協議会の秩序を乱し、又は会議の

妨げとなるような行為はしない。

- 3 傍聴者は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音をしてはならない。 ただし、特に委員長の許可を得た者は、この限りではない。
- 4 傍聴者は、委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴者への配布資料等)

第6条 傍聴者には、会議次第又は議題を記載した資料、その他委員 長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(傍聴者の退場)

第7条 傍聴者は、指針第3条第 1 項ただし書の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、速やかに退場しなければならない。

2 傍聴者がこの要領に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、退場させることができるものとする。

(報道関係者の取扱)

第8条 伊丹市の記者クラブに加盟する報道関係者については,第2 条及び第3条の規定は適用しない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要領は、平成14年 2月12日から施行する。

付 則

この要領は、平成14年11月 1日から施行する。